

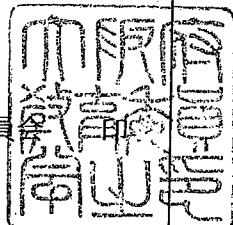
公 開 決 定 通 知 書

教委職企第1285号

平成24年6月11日

伊賀 正浩 様

大阪府教育委員会



平成24年5月28日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を公開することと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	府立学校条例の施行に伴う『評価・育成システム』の見直しに関する一切の資料（「評価・育成システム改革ワーキンググループ」での資料を含む一切の資料）
公開することと決定した行政文書の名称	評価・育成システム改革ワーキンググループ資料
公開の実施方法	写しの交付
公開の実施場所	大阪府府政情報センター（府庁本館1階）
公開を実施する日時	郵送
費用見積額	写し（単色コピー）1枚につき10円×80枚=800円
担当室・課（所）等	大阪府教育委員会教職員室教職員企画課企画グループ 電話：06-6941-0351（内線：4740）
備考	

受付番号第 315号

## 評価・育成システム改革ワーキンググループ（第1回）

とき 平成24年3月27日（火）

ところ 府庁本館1階 共用第2会議室

（次第）

### 1 開会

- ・自己紹介
- ・事務局説明

### 2 意見交換

### 3 今後のスケジュール等について

## 配布資料

【資料1】 職員基本条例、府立学校条例について

【資料2】 教職員の評価・育成システムの法体系について

【資料3】 「授業評価システム」と「評価・育成システム」について

【資料4】 評価・育成システム改革ワーキンググループの設置(案)

【資料5】 スケジュールについて

大阪府立学校条例

(教員の勤務成績の評定)

- 第十九条 教員の勤務成績の評定は、校長による評価に基づき行うものとする。
- 2 教員のうち授業を行う者に係る前項の評価は、授業に関する評価を含めて行うものとする。
  - 3 前項の授業に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十六条及び第十九条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

## 職員基本条例

### 第五章 人事評価

#### (人事評価の目的等)

第十四条 人事評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）は、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的として行う。

- 2 人事評価の結果は、任用又は給与に適正に反映しなければならない。
- 3 勤勉手当については、人事評価の結果を明確に反映しなければならない。

#### (相対評価)

第十五条 任命権者は、相対評価（分布の割合を定めて区分し、職員がどの区分に属するかを相対的に評価する方法をいう。）により、人事評価を行う。

- 2 前項の人事評価は、次の表の上欄に掲げる区分のとおり上位から区分し、概ね同表の下欄に定める分布の割合（評価を受ける職員の総数に占める各区分の職員の割合をいう。）により行う。

区分	分布の割合
第一区分	百分の五
第二区分	百分の二十
第三区分	百分の六十
第四区分	百分の十
第五区分	百分の五

#### (評価の基準)

第十六条 任命権者（大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員のうち市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する職員については、府の教育委員会。次項において同じ。）は、毎年度、人事評価の基準として、組織目標に基づく実績評価（職員がその職務を遂行するに当たり達成した実績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）及び能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。）の客観的な基準を定め、これを公表するものとする。

- 2 任命権者は、全ての人事評価をする者が正確に評価することができるよう前項の基準を常に点検し、必要な修正を行うよう努めなければならない。

3 人事評価をする者は、第一項の基準に基づき公正かつ厳正に評価を行わなければならない。

(管理職に対する評価)

第十七条 管理職の職員に対する人事評価は、組織マネジメント及び人材の育成に関する能力を含めて行うものとする。

2 前項の組織マネジメント及び人材の育成に関する能力の評価を行うに当たっては、部下からの評価を行い、これを考慮して行うことができる。

(評価結果の開示等)

第十八条 人事評価の結果は、評価を受けた職員に開示するものとする。

2 任命権者は、毎年度の職員の評価の結果の分布を公表する。ただし、職員個人の評価の結果は公にしてはならない。

(適正な評価の確保)

第十九条 任命権者は、適正な人事評価を実施することができるよう人事評価をする者に対する研修を行うとともに、第十六条第一項の基準を逸脱する評価を行う者に対し、公正かつ厳正な評価を行うことができるよう指導するものとする。

(適用除外)

第四十六条 第十五条の規定は、府立学校の職員及び府費負担教職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条（第一項第四号を除く。）及び第三十三条から第三十八条までの規定 平成二十四年七月一日

二 第三十二条第一項第四号の規定 平成二十四年十月一日

三 第八条第一項から第三項まで及び第十五条の規定 平成二十五年四月一日

## 教職員の評価・育成システムの法体系について

### 《府立学校の教職員》

#### 地方公務員法

##### 第40条第1項（勤務成績の評定）

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

#### 大阪府立学校条例

【教員評価に生徒等の授業評価を反映】

※地公法 § 40 を具体化

#### 【地公法 § 40 条に基づく規則】

府立高等学校等の職員の評価・育成システムの実施に関する規則

#### 評価・育成システム実施要領

##### 第1 趣旨

府立高等学校等の職員の評価・育成システムの実施に関する規則の実施に関しては、この要領に定めるところによる。

第2 実施除外者、 第3 手続き、 第4 評価（種類、基準）、 第5 評価者、

第6 結果の開示等、 第7 書類の保管

### 《市町村立学校の教職員》

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

##### 第46条（勤務成績の評定）

県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行う。

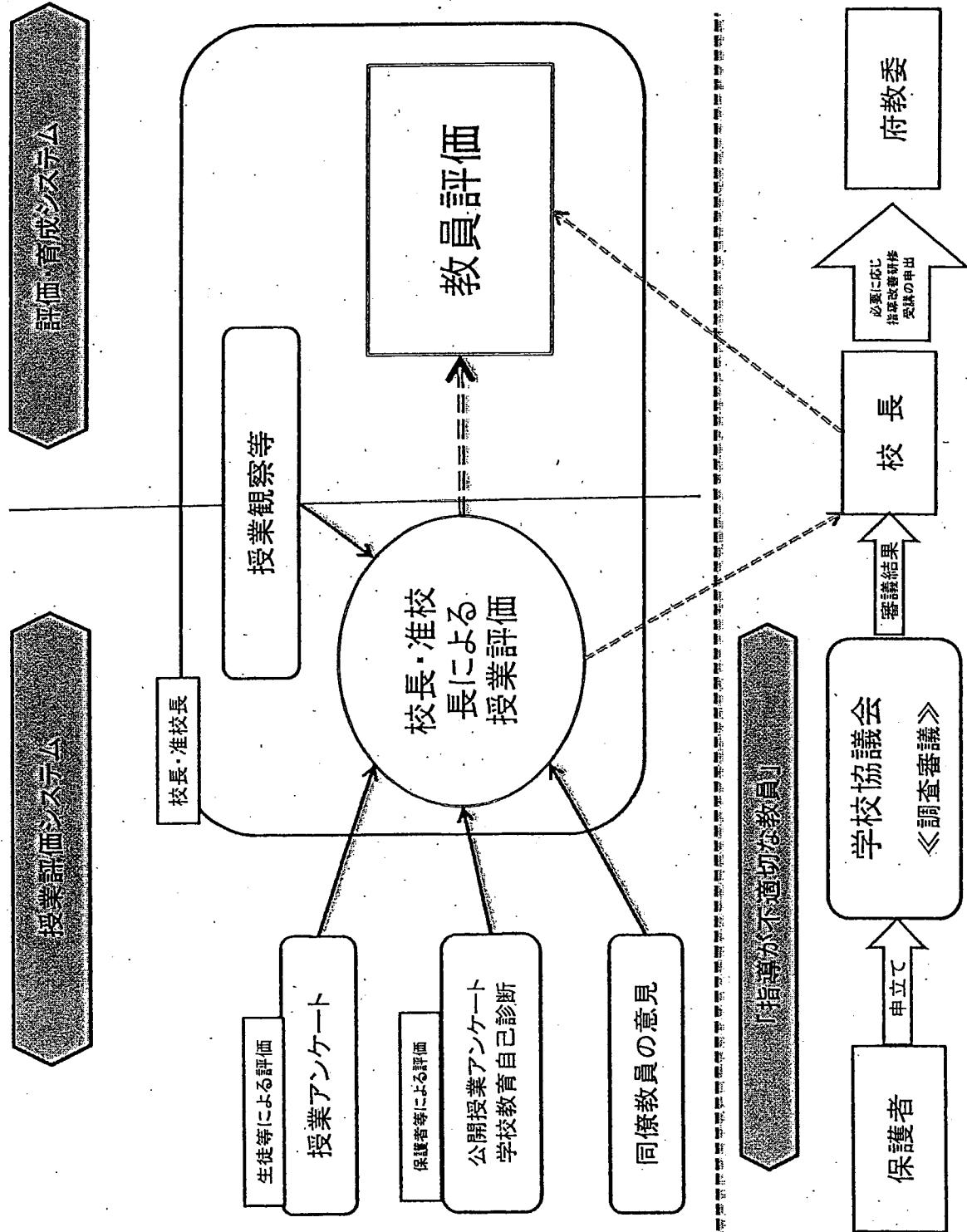
政令指定都市の教職員も含め同一計画の下に実施

#### 【地教行法 § 46 に基づく都道府県教委の計画】

府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則

府費負担教職員以外の教員（幼稚園教諭等）も評価対象とするため、府規則に準じた規則を定める市もあり

資料3



## 評価・育成システム改革ワーキンググループの設置について（案）

### 1. 趣旨

「教職員の評価・育成システム」の改革を行うにあたり、学校現場の長であり、また、評価（育成）者として、実際にシステム運用にあたっている校長及び市町村教育委員会の意見を聴取し、制度設計に反映させるため、「評価・育成システム改革ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

### 2. 意見聴取内容

ワーキンググループは、主に以下の項目の意見を聴取する。

#### 【項目①】

- ・ 授業評価の手法の検討
- ・ 府立学校における授業評価のガイドラインの改訂 等

#### 【項目②】

- ・ 「評価・育成システム」の評価基準の再構築 等

### 3. 体制

- ・ ワーキンググループは、別表第1に掲げる者で組織する。
- ・ ワーキングの主宰は、教職員企画課が担当する。
- ・ ワーキンググループの下に参事、課長補佐等による作業チームを設置する。  
なお、具体案策定等の作業については、当該事務を所管する課が行う。

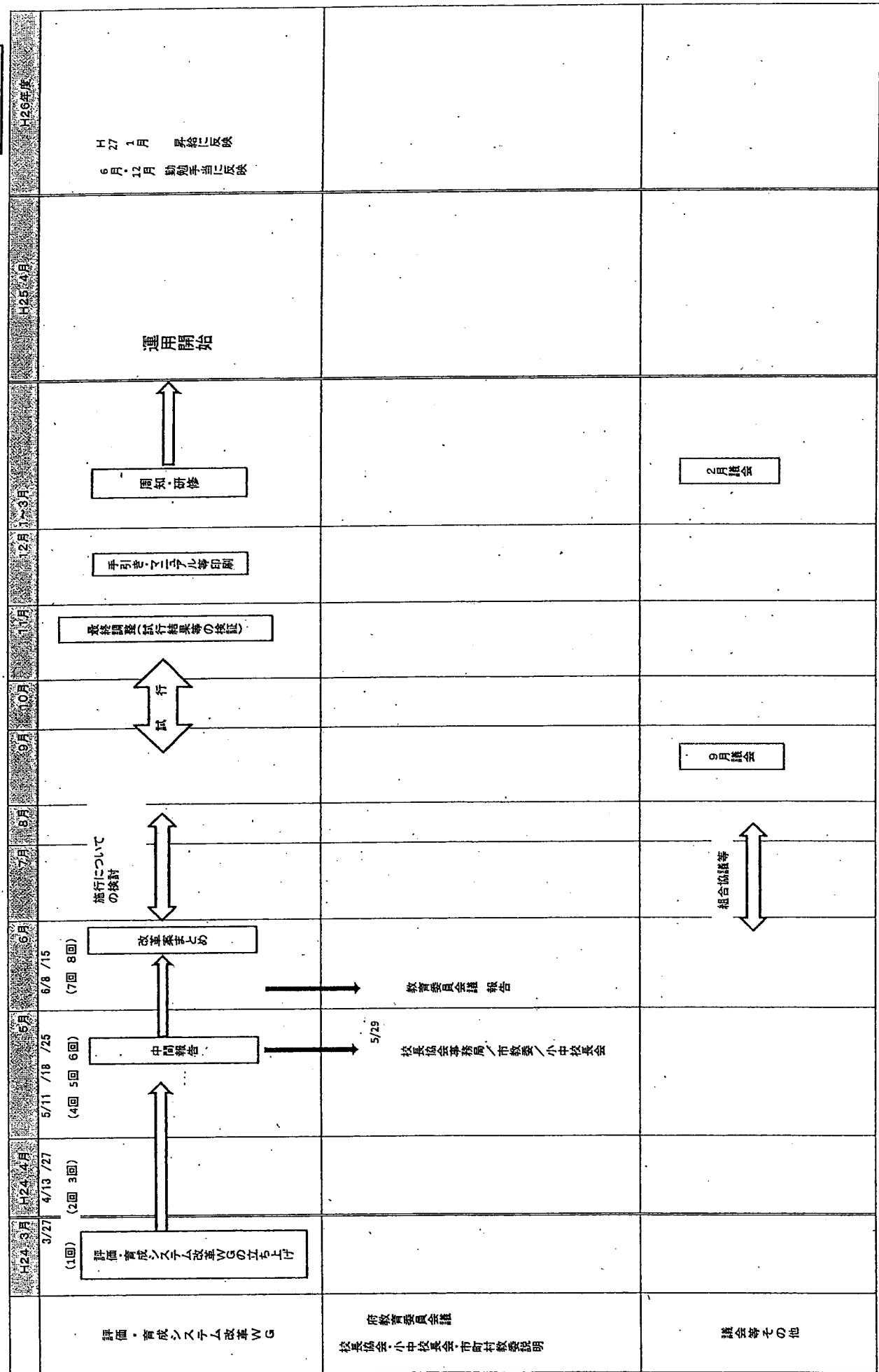
### 4. スケジュール

スケジュールは別表第2のとおりとする。

## 評価・育成システム改革ワーキング メンバー

	職名等	氏名
府教育委員会	教育総務企画課長	見浪 陽一
	高等学校課長	和田 良彦
	支援教育課長	三ツ石 浩幸
	小中学校課長	箸尾谷 知也
	教職員企画課長	秦 光広
	教職員人事課長	中野 伸一
府立校長	富田林高等学校校長	易 寿也
	久米田高等学校校長	岡村 多加志
	千里高等学校校長	西島 多枝子
	貝塚高等学校校長	本河 剛一
	堺工科高等学校校長	大澤 宣彦
	東大阪支援学校校長	家門 鉄治
市町村教育委員会	羽曳野市教育長	藤田 博誠
	太子町教育長	那谷 定彦
小・中学校長	大阪市立扇町小学校校長	加藤 博之
	寝屋川市立中木田中学校校長	宇治 和比古

資料5



別表第2

スケジュール

＜開催日程・各回の意見聴取内容＞

○第1回 平成24年3月27日(火)午前9時30分～

＜内容＞ スケジュールの確認、協議内容の確認 等

○第2回(4月)以降

開催日程	各回の意見聴取内容
第2回 4月13日(金)	・授業評価のあり方
第3回 4月27日(金)	・高等学校における授業評価のガイドライン及び 支援学校の授業評価の手法
第4回 5月11日(金)	・小中学校の現状と授業評価の手法
第5回 5月18日(金)	・「評価・育成システム」と「授業評価」とのリンク
第6回 5月25日(金) ⇒ 5月29日(火)	・評価基準の再構築① *校長協会、市教委、小中学校長会等に中間報告
第7回 6月 8日(金) ⇒ 6月 8日(金)	・「評価・育成システム」と「指導が不適切な教員の認定」 とのリンク *教育委員会議に中間報告
第8回 6月15日(金)	・評価基準の再構築② 及び予備日
⇒ 見直し(案)を固める	